

特別養護老人ホーム ほたるの里 運営規程

この運営規程において、社会福祉法人あおかげが開設する特別養護老人ホームほたるの里（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第1条 要介護者に対し、潤いのある適切なユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 施設の職員は長期にわたり介護を必要とする入居者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき入居者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資する、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理及び必要な介護を行うものとする。

2 施設においては、地域や家庭との結びつきを重視し、各居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ほたるの里
- (2) 所在地 尾道市因島中庄町1030番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者） 1人（常勤専従）

職員の管理及び業務の把握を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。

(2) 医師 1人（嘱託医）

入居者の健康管理、療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1人以上

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整、医療機関等他の機関との連絡を行う。

(4) 看護職員 常勤換算方法で2人以上

入居者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

- (5) 介護職員 常勤換算方法で18人以上

入居者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

- (6) 機能訓練指導員 1人以上

入居者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

- (7) 管理栄養士 1人以上

入居者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。

- (8) その他の職員

その他施設の運営上必要な職員を配置する。

- 2 前項に掲げる職員は、併設する短期入所生活介護施設の職員と兼務することができる。

(入居者の定員)

第5条 事業所の入居者の定員を50人とする。

- 2 居室は全室個室とし、定員を1人とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第6条 施設のユニットの数は6ユニットとし、1ユニットの定員は10人とする。

そのうちショート専用ユニットとして1ユニット設ける。

(施設サービスの内容)

第7条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。
- (2) 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- (4) 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行うものとする。
- (5) 施設の職員は、施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- (7) 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (8) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、自己負担割合に応じた額を本人負担額とする。

- 2 利用料として、居住費・食費、入居者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、理美容代、健康管理費、その他の費用等利用料を、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 「食費」及び「居住費」において、厚生労働大臣が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の入居者の自己負担額については、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 施設を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 入居者は、この運営規程の定めるところにより、職員の指導、調査に従わなければならない。
- (2) 入居者は、次の事項を守らなければならない。
 - ① 面会は、午前7時から午後8時までとする。
 - ② 消灯時間は、午後9時とする。
 - ③ 外出・外泊は、その都度施設長の許可を得て行う。
 - ④ 喫煙は、所定の場所、時間で行うこと。
 - ⑤ 火気の取扱いは、所定の場所以外では一切禁止する。
 - ⑥ 設備・備品の利用は、職員の指示に従って使用する。
 - ⑦ 所持品・備品等の持ち込みは、施設長の許可を得て行う。
 - ⑧ 外泊時等の施設外での受診は、施設長の指示に基づき行う。
 - ⑨ 金銭及び物品の供与及び貸与等は一切禁止する。
 - ⑩ 入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - ⑪ ペットの持ち込みは、一切禁止する。
 - ⑫ 他入居者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第10条 施設長は、自然災害、火災、その他防災対策について、計画的な防災訓練と

設備改善を図り、入居者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施しなければならない。

(緊急時の対応)

第11条 職員は、入居者に容態の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに家族及び嘱託医に連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 施設は虐待の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(職員の研修)

第13条 職員の質的向上を図るため、研究や研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備する。

(秘密の保持)

第14条 職員は、業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(苦情処理)

第15条 施設は、入居者から施設サービスについて苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じることとする。

(損害賠償)

第16条 入居者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 職員は、設備、備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に充分留意するものとする。

(補足)

第18条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて施設長と入居者間

においてお互いに誠意をもって協議し、対処しなければならない。

附 則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

平成19年7月1日 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）改定

平成22年8月1日 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）改定

平成24年4月1日 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）改定

平成24年9月1日 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）改定

平成26年4月1日 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）改定

平成27年4月1日 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）改定

平成27年9月1日 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）改定

第8条（利用料、その他の費用の額） 改定

平成28年4月1日 第4条 改定

平成29年9月1日 第4条 改定

平成30年9月1日 第4条 改定

平成30年9月1日 第11条 追加、以下条名変更

令和4年8月1日 第4条 改定

令和4年11月1日 第4条 改定、第12条 追加、以下条名変更